

**有機水産養殖及び加工**

**基準文書**

**株式会社オーガニック認定機構**

## 目次

第1章 有機水産養殖及び加工 規格書

第2章 規格認証基準文書

附属書A

附属書B

制定日	令和2年8月1日
改定日	令和6年5月15日
版数	Ver.4.1

## 第Ⅰ章 有機水産養殖及び加工規格書

- 0 水産養殖の一般原則
- 0.1 水産養殖に当たっては、該当する関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例などを遵守し、最低限の社会的責任を果たすこと。
  - 0.2 養殖対象動物の健康と福祉が確保されていること。
  - 0.3 生産物の安全性と品質が確保されていること。
  - 0.4 環境に配慮した方法で計画および実施されていること。
  - 0.5 労働は、関係法令などに基づいた賃金、福利厚生および労働条件が提供されており、適切な健康管理の実施および労働環境が確保されていること。
  - 0.6 児童労働が行われていないこと。
- I 有機生産システムの原則および目的
- I.1 生態系に基づいた生物学的プロセスの適切な設計管理。
  - I.2 生理学的および行動学的要求に配慮して飼養すること、またはこれらの有機養殖動物から生産すること。
  - I.3 システム内の天然資源を利用すること。
  - I.4 外部の資源を利用する場合は、有機または天然あるいは自然由来の物質を条件とすること。
  - I.5 漁業における持続可能な養殖の利用。
  - I.6 適切な予防的措置とリスクアセスメントを利用すること。
  - I.7 遺伝子組み換え生物ならびにそれらから生産された製品、および水産用医薬品の使用を除外すること。
  - I.8 地域的、環境的、気候的、地理的な特性に対応して発展した適切な慣行の尊重。
- 2 有機養殖の特定の原則
- 2.1 種を尊重した動物福祉の遵守、種の保存など、特定のニーズを尊重すること。
  - 2.2 産まれる、または孵化、稚魚からその後まで有機養殖で育った水産動物から有機養殖魚を生産すること。
  - 2.3 水生環境の継続的な健全性を維持すること。
  - 2.4 水産資源の保全と持続可能な開発からの飼料および有機農業からの農業原料と天然の非農業原料から作られた有機飼料を用いた水生生物の給餌であること。
- 3 有機養殖の計画管理
- 3.1 動物福祉法を遵守し、養殖動物の快適さが満たされていることを成長、生理学的、行動的ニーズで確認すること。  
管理方法（飼育方法、給餌、設備の設計、養殖密度、水質）を明確にすること。  
飼育する従業員は、養殖動物の健康と快適さを管理するために必要な知識と技術を有していないなければならない。
  - 3.2 有機養殖場の周辺（農場や工場などの状況・河川の流入状況）、有機養殖場（位置・配置・数）、生産地域、機材や設備などの詳細を把握する文書を作成し維持すること。
  - 3.3 運営による環境への影響/エネルギー・水の使用による汚染を最小限にとどめ、その水域が本来備えている生態系機能を考慮すること。
  - 3.4 有機養殖で年間20トン以上の水揚げがある場合、生産単位に応じた環境評価を行うこと。
  - 3.5 水質は重金属、農薬、生物汚染物質、ホルモンなどの化学汚染物質による危険性を最小限に抑えられ検証されていること。養殖環境の汚染状態は定期的なモニタリングにより特定されリスク管理がされていること。
  - 3.6 養殖水域の水質ならびに底質は、(社)日本水産資源保護協会の「水産用水基準(最新版)」を満たすこと。

- 3.7 再生可能なエネルギー源とリサイクル材料を使用することが望ましい。可能であれば、余熱の使用は再生可能なエネルギー源からのエネルギーに限定しなければならない。
- 3.8 有機性の維持のため、禁止物質による有機製品の汚染のリスクを特定し、汚染のリスクを低減するための対策を講じること。  
これを証明するために適切な記録を維持しなければならない。  
使用容器などは、食品に使用を認められた品質でなければならない。
- 3.9 遺伝子組み換え作物または製品から作られた製品は使用できない。(食品、飼料、添加物、加工助剤など)
- 3.10 建設および運営に使用する資材は、生物および環境物質に損害を与えないこと。
- 3.11 生産に使用する作業船、施設、設備(浄化設備のメンテナンスを含む)、機械類は、衛生的に管理するとともに、機械油や塗料など禁止物質による汚染および非有機養殖との混入を防止するため、明確に区分すること。
- 3.12 有機水産養殖の水域や採取水域で使用する器具や設備に付着した藻類や貝類などの除去は物理的な方法で行うこと。  
やむを得ない場合のみ漁網防汚剤や船底塗料などの使用を認める。漁網防汚剤や船底塗料の有機スズ系は使用を禁止する。
- 3.13 有機飼料の製造場および有機飼料の保管場所(禁止物質汚染・品質劣化など)、水産動物用医薬品および薬剤の保管場所(施錠管理など)、使用機材や設備保管場所、管理記録の保管場所などが明確にされた配置図を作成すること。これらの施設は、管理を行うのに支障のない広さ、明るさおよび構造であり、適切に清掃されていること。

#### 4 養殖の施設

- 4.1 有機養殖システムの構築と維持において水や有機動物への汚染リスクがあつてはならない。  
当該種が本来もつ行動パターンを阻害しないようにする。そこには、地理的位置に関係した生息密度、水質、酸素、温度、照明などや淡水魚の場合には自然の川床や囲いの床も考慮すべき要因に含まれる。
- 4.2 養殖施設の設計は、養殖動物の種固有の特性に対応できるように、飼育施設を設計しなければならない。  
a) 健康のために十分な飼育密度。  
b) 十分な酸素レベルの良質の水が保たれる。  
c) 適切な温度と光の条件が保たれる。  
淡水魚については、飼育施設の底面ができるだけ自然に近い状態であること。  
コイについては、飼育施設が自然土であること。
- 4.3 有機養殖場と非有機養殖場は、自然環境、独立した排水システム、距離、潮流、有機養殖場所の上流と下流の位置などに基づき適切に分離しなければならない。
- 4.4 有機養殖と非有機養殖の分離は、陸上養殖の場合は一般養殖水槽から2メートル以上の緩衝地帯。  
海面養殖ケージの場合は、一般養殖場から80メートルの緩衝地帯を設けること。  
有機養殖場の周辺環境により認証機関は緩衝距離を調整できる。
- 4.5 有機養殖施設は、生産場所に以下の転換期間を適用しなければならない。  
a) 排水、洗浄、消毒ができない施設は24ヶ月間。  
b) 排水、清掃後、休閑している施設は12ヶ月間。  
c) 排水、洗浄、消毒した施設は6ヶ月間。  
水質および底質検査結果で問題がない場合、転換期間の開始前から施設が有機基準に適合する管理を証明できる場合は転換期間を短縮できる。
- 4.6 湖沼養殖の場合、養殖終了後に休閑を行わなければならない。  
休閑期間が良好な水質および魚の健康と福祉を確保するのに十分であることを実証しなければならない。  
休閑期間中、養殖に使用された器具、設備などは空にされ、適切に洗浄や消毒などがされていること。
- 4.7 有機養殖魚は非有機養殖魚と接触させてはならない。同種の有機魚と非有機魚の並行生産(2つ以上のものを同時にすること)は、動物が異なる生産段階にある、異なる取り扱い期間に実施されているなど、視覚的な外観で区別できない場合は認められない。

- 4.8 有機と一般品の同時生産を行う場合は、有機養殖が汚染されることを防ぐために配水設備、潮汐、水流に 対して注意を払うこと。
- 4.9 脱出のリスクを最小限に抑えるように、養殖魚を収容するための設備は、設計、設置、運用されなければならない。  
養殖魚や甲殻類が脱出した場合は、生態系への影響を減らすために再捕獲を含め、措置を取らなければ ならない。
- 4.10 閉鎖循環式施設での有機養殖生産は認められない。  
孵化場、保育場、有機飼料に使用される生物の生産、種苗生産施設は除く。
- 4.11 人工的な照明、水流などの調整は、有機養殖する魚種の要求に適したものである場合に限り認める。かけ 流し式施設などでは、流入量と流出量をモニタリングし、水質がコントロールできること。人工的な調整は、 水域の生態系および環境に配慮して行うこと。
- 4.12 流水式のシステムを備えた陸上飼育ユニットの場合、流入水と流出水の流量と水質の監視および制御が 可能でなければならない。  
養殖池、施設の水辺の5%に自然の植物を配置しなければならない。
- 4.13 海の囲い込みシステムは、水流、水深、水交換率が適切で、海底や周辺の水域への影響を最小限に抑えら れる場所に設置する。  
これらのシステムには、潮汐・潮流に耐えられるように、適切な施設の設計、構造で保全がなされなければ ならない。
- 4.14 養魚池、水槽、水路における養殖動物の生産は、天然のろ過池、沈殿池、生物学的または機械的ろ過、海藻 類および動物（二枚貝）で廃栄養物の回収や排水の改善をすること。  
排水は定期的にモニタリングしなければならない。
- 4.15 孵化場や保育場が有機幼魚と非有機幼魚の両方を同じ飼育場で飼育することを認める。その場合、飼育 場所間に明確な物理的分離があり、別々の配水システムを使用していることが条件とする。
- 4.16 孵化場や種苗施設および保育場で人工的な水の加熱または冷却の使用を認める。天然の地下水の加熱 または冷却は、生産のすべての段階で使用を認める。
- 4.17 孵化場と保育場は、紫外線とオゾンを使用してよい。
- 4.18 認証機関は、有機養殖に適さないと判断した場所や地域を除外できる。

## 5 種卵および種苗

- 5.1 有機養殖に用いる種苗について、野生種に大きな被害を与えずに養殖できる種を選ばなければならない。
- 5.2 固有種や、地域環境に適応した種の生産を優先する。
- 5.3 繁殖は、十分成熟した親から自然または人工的に採卵・採精する。人工的採卵・採精は苦痛のないように 手作業によりを行うこと。受精卵移植技術、ホルモンを用いた繁殖技術、遺伝子組み換え技術を用いて繁 殖してはならない。
- 5.4 種苗獲得のための人工受精は、卵に精子を混合することに限ること。混合の方法は、湿導法（水中の卵に 精液を加える方法）、乾導法（乾いた容器の中で卵と精子を混合し、その後で水を加える方法）のいずれか で行わなければならない。
- 5.5 孵化機を使用する場合は、紫外線、放射線、赤外線などの照射および抗菌剤、硫化水素、中性洗剤などの 添加を行わないこと。
- 5.6 種苗に対する摂餌は、摂餌の適期を見極め、過不足なく行わなければならない。初期摂餌の内容は生物で あることが望ましい。
- 5.7 育種は交配のみによること。いかなる理由があっても、成長ホルモン剤、遺伝子組み換え技術を使用しては ならない。人工的な多型誘導、クローニングなどの生産は認められない。
- 5.8 種の繁殖を含む管理の実施記録を保持すること。
- 5.9 有機養殖動物が手に入らない場合は、野生で捕獲されたものや有機ではないものを持ち込んで、系統の 改良や繁殖目的で飼育ができる。これらの動物は、繁殖に使用する前に少なくとも3ヶ月間は有機管理下 で飼育しなければならない。

- 5.10 天然の幼生の採取は、養殖池、収容設備、囲いに自然に流入した魚介類の幼生に限る。
- a) 池、封じ込めシステム、囲いを埋めるとき、魚や甲殻類の幼虫や稚魚の自然流入。
  - b) 養殖場に自然流入する幼生（仔稚魚類）や許可された割り当て量のシラスウナギは利用できる。
  - c) 汽水池、潮汐域、堤防や堤防で閉ざされた沿岸のラグーンなどの湿地帯で、人為的な給餌がされることなく伝統的粗放的な養殖場で採取される幼生（シラスウナギを除く）は、政府によって持続可能と認められた限度量内は利用できる。
- 5.11 養殖水産動物の補充および更新は、以下の状況により養殖動物が死亡した場合、または有機飼育した水産動物が入手できない場合に、非有機の水産動物を導入できる。この水産動物は少なくとも生産サイクルの3分の2以上の期間は、有機飼育しなければならない（導入時点の動物の孵化日または漁獲日が把握されていること）。
- a) 自然災害
  - b) 悪天候事象
  - c) 事業者の責に帰さない突然の水質・水量の変化
  - d) 養殖業における疾病および事業者の責に帰さない生産設備の故障または破壊
- この例外的措置を適用した場合は、その証拠となる書類を保持すること。
- 5.12 種苗導入の際は、導入単位毎に、種苗の由来（魚種、産地、漁獲年月日、収容年月日、数量、飼育状況など）の記録を作成し保持する。外部導入の場合は、これら内容の文書化した情報を供給者から入手すること。
- 海外から種苗を購入する場合には、必要に応じて無病証明書を入手すること。

## 6 転換期間

- 6.1 有機養殖の幼魚が入手できない場合、非有機の幼魚（特別採捕許可業者から）を使用してよい。少なくとも生産サイクルの最後の3分の2は有機管理で飼育しなければならない。人口種苗が取得できる場合は、人口種苗に移行する計画を持たなければならない。
- 6.2 有機養殖の生産を適用していた場合、関係書類を提出すれば転換期間の短縮を申請できる。
- 6.3 転換期間中は、有機養殖水産物で出荷することはできない。
- 6.4 転換期間中に有機生産者が有機養殖を中止する場合は認証機関に報告すること。

## 7 飼育の管理

- 7.1 有機養殖の飼料は、物理的または生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物および薬剤の使用を避けることを基本として、生産されたものであること。
- 7.2 養殖動物の成長の段階に合った栄養要件を満たす飼料を与えること。  
以下の優先順位で給餌を計画しなければならない。
- a) 魚の健康状態。
  - b) 栄養成分を含む高品質の養殖製品の生産。
  - c) 環境への影響。
- 7.3 肉食動物の給餌は、以下の優先順位で構成されなければならない。
- a) 国内および同等国の認証機関から認証された有機水産養殖由來の有機飼料製品。
  - b) 有機水産養殖トリミングからの魚粉と魚油。
  - c) 持続可能な漁業において人間が消費するために捕獲された魚のトリミングから得られる魚粉、魚油。
  - d) 国内および同等国の認証機関から認証された有機農産物または有機農畜産物由來の有機飼料材料。  
ただし、有機農産物由來の素材の給餌は、最大で60%以下とする。
  - e) 政府によって持続可能と認定されている漁業で漁獲された全魚類に由来する飼料製品。
  - a) およびd) の飼料においては、その包装、容器または送り状に有機適合マーク（同等国の場合には、同等国）のラベル）が付されていることを確認すること。
- 7.4 上記の有機水産養殖飼料の入手が困難な場合、必要量の有機養殖水産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、乾物重量換算で肉食動物には15%以下、その他は20%以下の非有機素材の水産由來飼料製品、または農畜産物由來飼料製品を給与できる。ただし、有機養殖水産飼料の原材料と同一の非有機飼料ならびに遺伝子組み換え技術および抗生物質や合成抗菌剤を含むものは使用できない。

- 7.5 原料として使用される有機水産養殖由来の有機飼料製品、有機農産物または有機農畜産物由来の有機飼料材料は、他の水産養殖由来の飼料製品、農産物または農畜産物由来の飼料材料やその他の加工品が混入しないように管理すること。
- 7.6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に規定する飼料添加物のうち、天然物質または化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられる、アミノ酸、ビタミン、ミネラル飼料添加物が入手困難な場合には、当該飼料添加物に類似する物質を使用できる。  
酵素、生菌剤に限り、必要最小限で使用できる（化学合成、遺伝子組み換え技術を用いたのものを除く）。
- 7.7 有機養殖飼料の製造にボイラーを使用する場合は、清缶剤などの化学物質が添加されていないこと。  
使用する場合は、ボイラー添加剤が飼料に移行しない対策が講じられていること。
- 7.8 有機養殖飼料の保管庫で禁止物質による汚染がないこと。
- 7.9 有機養殖飼料や飼料添加物などは、低温または乾燥した冷暗所などに保管し、汚染や劣化および有害生物による被害の防止を適切に行い記録すること。
- 7.10 有機養殖飼料や飼料添加物の購入記録とともに、購入伝票や原料有機品質保証書および表示票などを入手し、保管すること。
- 7.11 生簀ごとの魚数および使用した有機養殖飼料や飼料添加物、製品名、餌量などの飼育記録を作成すること。
- 7.12 沿岸の環境破壊や魚の自然繁殖力の低下につながる恐れがあるため、稚魚や雑魚を漁獲して有機養殖の飼料とすることは決して認められない。
- 7.13 納餌量の調整は、給餌の過不足による健康への影響を防止するために、摂餌状態によって調整すること。
- 7.14 飼料の給与により周辺環境を汚染に対し、適度な給餌量を決定するために、定期的に泥土採取調査を実施すること。
- 7.15 有機飼料および有機養殖の残さ、排水・汚水などは、自然生態系バランスに深刻な影響を与えないようにすること。
- 7.16 有機養殖で排出される水は、定期的にモニタリングし、過剰な栄養素が蓄積されないように管理を行うこと。
- 7.17 淡水種への給餌育成段階では、種には池や湖沼に自然に存在する飼料を与えなければならない。  
a) 多角的養殖システムにおけるコイとその関連種（チョウザメなど）  
b) クルマエビ科のエビと淡水エビ  
c) 熱帯淡水魚のサバヒー、ティラピア
- 7.18 コイ科、ナマズ科、サバヒー、ティラピア、クルマエビ科および淡水生のエビ類は、養殖場所で自然に存在する飼料や天然飼料を十分に入手できない場合には、海藻または有機農産物由来の有機飼料を与えてよい。
- 7.19 クルマエビ科のエビに補助的に給餌する場合には、持続可能な漁業由来の魚油を最大25%、魚粉は10%与えてよい。
- 7.20 淡水エビの飼料には、育苗場や孵化場での成長期および初期のライフステージの両方で有機コレステロールを補充してもよい。  
有機のコレステロールが入手できない場合は、非有機のミール、甲殻類、その他供給源に由来するコレステロールを使用してもよい。
- 7.21 幼生（仔稚魚類）の飼育では、有機でない植物性プランクトンと動物性プランクトンを飼料として使用してもよい。

- 7.22 養殖密度は、以下の最大レベルを超えてはならない。
- a) 淡水性サケ科魚類(その他:15 kg/m<sup>3</sup>、サケ:20kg/m<sup>3</sup>、ブラウン・トラウト、ニジマス:25kg/m<sup>3</sup>)
  - b) 海水性サケ魚類 10 kg / m<sup>3</sup>
  - c) ヒラメ科魚類 25 kg / m<sup>3</sup>
  - d) その他海水性魚類 15 kg / m<sup>3</sup>
  - e) 汽水域で湿地などを利用した環境で有機養殖される、スズキ科、ボラ科、ウナギ科などの魚類 4 kg / m<sup>3</sup>(池の周囲の 50%が植物でおおわれていること)
  - f) 淡水性のチョウザメ 30 kg / m<sup>3</sup>
  - g) 淡水性のコイ科、ナマズ科の総生産量は、年間 1500 kg の魚に制限される。(池では、有機農産物の日本農林規格 別表Iの有機肥料と鉱物肥料のみを使用でき、最大施用量は窒素 20 kg/ha である。陸水ユニットまわりの自然植生区域は、緩衝地帯として維持しなければならない)
  - h) クルマエビ科および淡水性エビ類(ポストラーバ幼生最大22 匹 / m<sup>3</sup>の幼生、最大生物量 240g / m<sup>3</sup>)
  - i) サバヒー、ティラピア 20 kg / m<sup>3</sup>
- 7.23 人工照明を使用する際には魚種に適した形で行い、1日当たり16時間以下とすること。照明を使用した切り替え時において、光の強さの急激な変化を避けなければならない。
- 7.24 環境へのダメージや疾病のリスクを最小限に抑え、昆虫やげっ歯類の誘引を避けるため、魚餌の食べ残し、糞、その他の廃棄物は適切に除去すること。
- 7.25 養殖魚の健康状態(遊泳・摂餌状況、疾病などの異常やへい死数、その回収方法および処理)を記録する。
- 7.26 若魚や成魚は、漁獲、輸送、解体の際に極度のストレスを与えてはならない。  
30秒以上、水から出したり、流失しないようにする、流失があった場合には適切な対応をとること。
- 7.27 養殖に使用する器具・設備・ケージなどは、使用前に適切に洗浄および消毒を行わなければならぬ。洗浄・消毒剤は、別表Iの資材を使用すること。
- 7.28 魚類については幼魚期から有機原則のもとで若魚や成魚まで養殖しなければならず、分養による魚類の移動履歴を含み飼育単位毎に生産履歴情報(種卵・種苗、飼育、給餌、健康管理、識別番号など)を作成し保持すること。
- 7.29 有機飼料の製造にあたっては、当該規格の飼料基準に適合していることを証明するために申請者と一体認証を受けなければならない。

- |        |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 健康管理 |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8.1    | 養殖動物の健康を確保するために必要であれば、エアレーションの使用を認める。                                                                                                                                                                                                           |
| 8.2    | 次の場合における生産または輸送の重要な期間に限り、酸素を使用してもよい。<br>生産記録にはエアレーションと酸素の使用を記録しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>a) 例外的な温度変化のケース。</li><li>b) 大気圧の低下。</li><li>c) 事故による汚染。</li><li>d) サンプリングや間引きなど不定期の数量管理のため。</li><li>e) 養殖動物の生存を保証するため。</li></ul> |
| 8.3    | 養殖動物の健康管理は、動物にストレスを与えないように以下の生産管理により病気の予防に努めること。 <ul style="list-style-type: none"><li>a) 適切な立地。</li><li>b) 保有地の設計。</li><li>c) 効率的な飼育と運営管理の方法。</li><li>d) 敷地の定期的な洗浄と消毒。</li><li>e) 高品質の飼料。</li><li>f) 適切な養殖密度。</li><li>g) 種の選択の管理。</li></ul>    |

- 8.4 養殖動物の健康を維持するために実施している予防措置にもかかわらず、健康上の問題が発生した場合、次の優先順位に従って管理すること。
- ホメオパシー療法。
  - 植物および植物抽出物(麻酔効果のないもの)による治療。
  - 微量元素、金属、天然の免疫賦活剤、認可されたプロバイオティクス。(乳酸菌などの腸内環境を整える微生物のうち、生きて腸に到達できる有用な微生物)。
- これらの治療で養殖動物の苦痛を避けるのに効果的でない場合は、水産試験所や魚類防疫員などの指導に従い対症療法治療を行わなければならない。
- 8.5 有機水産養殖における病害虫管理は、薬剤の使用を避けることを基本とする。
- 8.6 病害虫防除は、生産方法の選択(魚種、養殖密度、給餌、病魚の除去など)、物理的防除(水流、水温、光源、遮蔽物、魚体洗浄、塩水浴、淡水浴など)、生物的防除(水産用ワクチンの接種、天敵などの活用など)、または、これらを組み合わせた方法によること。
- 8.7 他のどの治療法でも動物の治療ができない場合は、対症療法で水産用医薬品を使用してよいが、予防的使用は認められない。ただし、ビタミン、ミネラル、ワクチンまたは駆虫薬は予防目的でも使用してよい。
- 8.8 遺伝子組み換え技術を用いた水産用ワクチンや薬剤などの使用は認められない。
- 8.9 水産用医薬品や薬剤を使用した個体については明確に識別し、記録しなければならない。
- 8.10 天敵の侵入を防除する、適当な手段を講じること。
- 8.11 可能であれば、疾病予防のために魚類防疫員などによる巡回指導を仰ぐ。  
飼育場は年に1回以上、二枚貝については2年に1回以上が望ましい。
- 8.12 水産用医薬品のワクチンの使用は認められる。ただし、ワクチン接種時の麻酔剤は、承認されたものに限る。
- 8.13 対症療法の薬物治療は、ワクチンを除いて1年に最大2回使用できる。生産サイクルが1年未満の場合は、1回だけとする。
- 8.14 寄生虫治療は行政などの指示を除いて、年に2回使用できる。  
生産サイクルが18ヶ月未満の場合は、年に1回とする。
- 8.15 有機基準で許可されているよりも多くの治療を受けた養殖動物は、有機として販売してはならない。
- 8.16 水産用医薬品の種類、使用量、使用した時期に応じて、有機養殖として出荷の停止期間を設定する。この期間は「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」で定められた休薬期間の2倍または48時間のいずれか長い方を基本とする。
- 8.17 水産試験場や魚類防疫員などの指導により、動物用医薬品を使用した場合は、使用した養殖動物の、使用記録(使用時期、使用理由、薬品名、使用量、休薬期間など)を保持しなければならない。
- 8.18 水産試験場、魚類防疫員などから指導された水産用医薬品は、保有施設で保管する。  
それらは決められた安全な場所に保管するとともに、在庫記録を保持する。
- 8.19 人間や動物の健康を守るために行政などから要求された場合、治療しなければならない。
- 8.20 有機製品の汚染リスクを減らすための適切な予防措置として、昆虫やげっ歯類を除去しなければならない。  
昆虫やげっ歯類などの有害動物が有機養殖の区域内で発生した場合、駆除に使用できる薬剤は別表2の資材のみとする。
- 8.21 医薬品を購入した場合は、製造元または販売先、製造番号、購入伝票、購入日、在庫量、添付文書および品質検査成績書などを入手し保管する。
- 8.22 使用済みおよび使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し、記録する。

## 9 水揚げの管理

- 9.1 選別作業は最小限にとどめ、殺処理に関係する者を含め、魚を扱う人員が適切に訓練を受け、注意義務を認識しなければならない。
- 9.2 養殖動物が受ける苦痛は、解体処理時を含め、最小限に抑え魚がすぐに意識を失い、痛みを感じなくなるような活け〆処理技術のみを使用しなければならない。
- 9.3 活け〆などは、清潔で衛生的に管理し、正常に機能することを確認すること。
- 9.4 鮮度保持または魚類を気絶させるために使用するガス充填の手法は許可される。

- 9.5 ヒスチジン(ヒスタミン食中毒)が多く含まれる魚種(マグロ、カジキ、カツオ、サバ、イワシ、サンマ、ブリ、アジなどの赤身魚)は、活け〆後速やかに魚を冷却し10°C以下に保たなければならない。  
餌に含まれるヒスタミンはブリの魚肉中に移行して蓄積しないようにする。
- 9.6 水揚げから活〆および加工場に搬入するまでの工程で魚に使用する水氷は清浄水でなければならない。
- 9.7 水揚げ日、魚類名、数量などの水揚げ管理記録を作成すること。
- 9.8 汚染されているものが、直接有機養殖魚に触れないようにすること。直接有機養殖魚が触れる器具類は清潔を保つこと。
- 9.9 工程に用いる器具、機材などの洗浄、消毒は別表1および有機農産物の日本農林規格 別表4を使用するものとする。
- 9.10 輸送容器や輸送車両などに、有害化学物質塗料などを使用しないこと。
- 10 加工、選別、調製、洗浄、保管、輸送、包装その他の工程の管理
- 10.1 有機養殖水産物の有する特性を製造または加工の過程において保持することを旨とし、物理的または生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物および薬剤の使用を避けることを基本として、生産すること。
- 10.2 有機養殖水産物の加工は、認証を受けた事業者が行わなければならない。
- 10.3 有機養殖水産物の加工管理は、HACCPに基づく衛生管理(7原則+2手順+一般衛生管理)で管理することが望ましい。
- 10.4 国内および同等国の認証機関から認証された有機養殖魚を受入れ、加工して出荷する場合には、取り扱い、保管、輸送および包装に係わる工程が、当該規格の基準に適合すること。
- 10.5 有機養殖魚を受入れる際は、その包装、容器または送り状に有機適合マーク(同等国の場合には、同等国ラベル)が付されていることを確認すること。
- 10.6 加工に使用する水は飲用に適合する水であること。
- 10.7 赤身魚のマグロ、カジキ、カツオ、サバ、イワシ、サンマ、ブリ、アジなどのエラや内臓およびその加工品は低温管理を徹底すること。
- 10.8 養殖魚の寄生虫に対しては、-20°C以下で24時間以上冷凍処理しなければならない。
- 10.9 病害虫の防除は、物理的または生物の機能を利用した方法によること。  
物理的または生物の機能を利用した方法(遺伝子組み換え技術を用いた生物方法は除く)で効果が不十分な場合は、別表2の薬剤を使用できる。  
別表2の薬剤を使用するときは有機養殖への混入を防止しなければならない。
- 10.10 機器および器具を適切に洗浄および消毒する必要がある。施設の衛生管理で使用する薬剤は、別表1および有機農産物の日本農林規格 別表4に掲げるもの、並びに品質の保持改善目的で使用する調整用等資材は、別表3を使用しなければならない。
- 10.11 汚染を防ぎ、製造、加工、保管を通じて製品の完全性を維持する。  
適切な洗浄、清掃が効果的であることを確実にし、実施した記録を保持しなければならない。
- 10.12 有機養殖が水産用医薬品、薬剤が、その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。
- 10.13 製造、洗浄、消毒の記録および検査記録を保持しなければならない。
- 10.14 加工および保管の施設においては、非有機品の混合や汚染を避けなければならない。コンテナや製品は、明確に識別できなければならない。  
同じ敷地を使用して有機製品と非有機製品を保管し、取り扱う場合は、次のことを行わなければならない。  
a) 製造プロセスで有機製品を明確に識別し、他の非有機製品と混合しないようにする。  
b) 非有機製品に使用する装置と保管区域を有機と分離する。  
有機養殖の加工・保管・出荷方法は、有機養殖の完全性を維持し、非有機養殖との混入を防止する。
- 10.15 食品の保存、害虫駆除などの目的で、放射線照射を行ってはならない。
- 10.16 容器や包装資材などは、可能であれば生物分解性のもの、再生されたものまたは再利用可能なものから選ぶことが望ましい。
- 10.17 有機養殖の加工、輸送および保管は医薬品に依存しない方法で行うこと。

- 10.18 有機養殖の輸送および保管は、加工を施した状態で行うことが望ましい。  
生（非加熱・非冷凍）の状態で輸送および保管する場合は、低温貯蔵、清浄水の氷漬けにし、衛生管理を徹底すること。
- 10.19 生きている魚を輸送する場合、温度や溶存酸素が生理学的要求を満たすきれいな水の適切なタンクで魚を輸送する。有機の魚を輸送する前に、タンクを完全に洗浄、消毒し、すぎ、ストレスを軽減するための予防策を取る。  
輸送中、密度が有害なレベルに達してはならないようこの事項を遵守する。
- 10.20 有機養殖の加工日、魚類名、数量の加工の記録を作成する。  
健康管理、衛生管理、設備・施設管理、作業管理、輸送容器などの衛生管理の記録を作成する。
- 10.21 種苗、養殖、加工、出荷までのトレーサビリティ管理を行い生産履歴情報（生産情報、生産の方法、識別番号、加工など）を公表できること。

## II 甲殻類の特定規則

- II.1 池の建設による環境への影響を最小限に抑え、池は既存の自然の粘土で建設すること。  
マングローブの破壊は認められない。
- II.2 転換期間は1つの池につき6ヶ月またはエビの寿命の短い方とする。
- II.3 操業開始から3年後には、最低でも半数の親エビを環境に適応させなければならない。  
残りは持続可能な漁場由来の病原体のないものが利用できる。
- II.4 眼柄を除去の禁止。

## II 特定規則 二枚貝

- II.1 二枚貝の生産ユニットは、魚類や海藻を有機養殖などしている、腹足類の軟体動物も含んでいる多培養のシステムに設置できる。
- II.2 栽培区域は、3.5および3.6の基準を満たす水域でなければならない。
- II.3 二枚貝の生産ユニットは、  
a) 支柱、フロート。  
b) その他の明確なマーカーで区切る。  
c) 必要に応じてネットバッグ、ケージ。  
その他の人工的な手段で制限しなければならない。
- II.4 貝類の有機養殖場は、保護対象の種に対するリスクを最小限に抑えなければならない。
- II.5 二枚貝は、孵化場や保育場で飼育されている幼生の場合を除き、すべての必要な栄養を自然から受け取らなければならない。
- II.6 天然区域からの種苗採取は採苗器による自然定着か、自然に余剰発生した場所から行うこと。そうした非有機的資源から採取した種苗は、有機的資源が入手できなかった場合に使用できる。
- II.7 有機二枚貝の養殖水域で使用する捕食者防止用のネットなどが水鳥などに危害を与えないように考慮すること。
- II.8 非有機二枚貝の孵化場からの種子は使用できる。必要な総種子の50%以下でなければならない。
- II.9 現地の法令で許可し、環境に有意な損傷を与えない場合は、生産場所の境界外の野生種子を使用してよい。使用する場合、種子は次のものからでなければならない。  
a) 冬を乗り切る可能性が低い、必要な数よりも過剰ではない着底。  
b) 貝の種子の自然な着底。  
種子から採取までのトレーサビリティ可能な記録を保持しなければならない。
- II.10 マガキについては、飼育し放養しているものとなるべく使用しなければならない。
- II.11 養殖水域に生息する非有機貝類に影響を与えない養殖密度とすること。  
養殖貝類の健康および品質保持のため、仕分け、間引きなどにより養殖密度を調整すること。
- II.12 付着生物は物理的な手段でのみ除去し、また必要に応じて、養殖場から離れた水域に戻すこと。
- II.13 汚損生物を駆除するため、生産サイクル中に一度、貝を石灰溶液で処理してよい。
- II.14 栽培方法として、はえ縄、いかだ、水底栽培、網袋、ケージ、トレイ、灯火ネット、生け簀棒、その他の閉じ込めシステムが使用できる。
- II.15 二枚貝は、採取場所や栽培場所で環境に有意な影響を及ぼさない海底でのみ栽培できる。

- | 12.16 場所と周辺区域の環境への影響が最小限であるという証拠を認証機関に提供しなければならない。
- | 12.17 いかだでのムール貝の栽培では、表面積当たりのドロップロープの数が1平方メートル当たり1本で、長さは20m以内とする。  
生産サイクル中にドロップロープを間引いてはならない。  
当初の放養密度を上回ることがないのであれば、ドロップロープを細分化してもよい。
- | 12.18 いかだでのムール貝の栽培では、次のことを考慮すること。  
a) 構脚上のバッグ内での栽培を使用する場合は、海岸線に沿って障壁が全体的に形成されないように設置しなければならない。  
b) 生産を最適化するために、潮の流れを考慮してカキをベッド上に注意深く位置決めしなければならない。
- | 12.19 養殖施設の有機への転換期間は、二枚貝の養殖を含む開水域施設は3ヶ月間とする。二枚貝は、孵化場や保育場で飼育されている幼生の場合を除き、すべての必要な栄養を自然から受け取らなければならぬ。
- | 12.20 二枚貝の養殖においては休閑期間を必要としない。  
養殖に使用された器具、設備類で汚染を防ぐため、適切な消毒などすること。
- | 12.21 洗浄対策が効果的であることを確認するため、モニタリングを実施し、記録を保持しなければならない。

### 13 海苔、海藻、藻類の養殖・乾燥

- | 13.1 生産区域および採取区域は、次の要件を満たす場所に配置されなければならない。  
a) 有機生産にて許可されていない物質の汚染がない。  
b) 製品の有機産物としての完全性に影響を与える公害や汚染物質がない。  
c) 海藻の養殖または収集が、自然環境の既存種の安定性に影響を与えない。
- | 13.2 有機生産場所と非有機生産場所は、以下の事項に基づき適切に分離しなければならない。  
a) 自然の状態  
b) 分離された配水システム  
c) 距離  
d) 潮の流れ  
e) 有機生産場所の上流と下流の位置
- | 13.3 海藻の収穫場所については、生産開始時に1回限りのバイオマス推定を実施しなければならない。
- | 13.4 水生環境に大きな影響を与えることなく、海藻を収穫しなければならない。  
a) 採取方法。  
b) 採取サイズ。  
c) 最低年齢。  
d) 生殖周期。  
e) 資源量など。
- | 13.5 以下の記録を保持しなければならない。  
a) 採取水域ごとの履歴  
b) 採取期ごとの採取予想量  
c) 採取水域に影響を与える汚染源  
d) 採取水域ごとの持続可能な年間採取量  
収穫量予定と潜在的な汚染源の記録は、収穫区域を持続可能な方法で管理している証拠を提供しなければならない。
- | 13.6 海藻養殖の持続可能な生産方法は、幼体の海藻の採取から収穫まで、生産のすべての段階で使用されなければならない。
- | 13.7 海での海藻養殖は、その環境から自然に発生する栄養素または有機水産養殖からの栄養素、付近で行われている有機養殖が生み出す栄養素のみで行うこと。
- | 13.8 海藻を陸上で養殖する場合、流出する水は、流入する水と同じか、またはより低い栄養水準でなければならない。有機農産物の日本農林規格 別表1に記載されている植物由来または鉱物由来の栄養素のみを利用できる。
- | 13.9 養殖密度または操業方法が、環境に悪影響を与えることなく養殖成長できる程度を超えないようにする必要がある。

- 13.10 再生可能なエネルギーを優先的に利用し、可能であれば、海藻の養殖に使用されるロープやその他の設備を再利用またはリサイクルしなければならない。
- 13.11 海藻の養殖は、混合養殖システムの一部となることが望ましい形である。
- 13.12 養殖密度または操業の記録をつけなければならない。
- 13.13 海藻の洗浄と乾燥
- a) 最終製品が乾燥していない海藻の場合は、海水で洗い流すだけにしなければならない。
  - b) 最終製品が脱水状態の海藻の場合は、洗い流しに飲料水を使用することもでき、水分除去に塩を使用できる。
  - c) 海藻の乾燥に直火を使用してはならない。
  - d) 海藻を乾燥させるとときに使用するロープまたはその他の設備に洗浄物質または消毒物質を使用してはならない。
- 13.14 病害虫防除の方法として酸処理など、薬剤による防除は認められない。
- 13.15 有機海藻への転換期間は6ヶ月または完全な生産サイクルのいずれか長い期間とする。
- 13.16 海藻養殖地の転換期間は、6ヶ月とする。
- 13.17 野生幼体の海藻の採取は、屋内の養殖株を補うために定期的に行われることとする。
- 13.18 海藻を外部栄養源を利用して陸上で養殖する場合、流出する水は、流入する水と同じか、または低い栄養水準でなければならない。  
有機農産物の日本農林規格 別表Iに記載されている植物由来または鉱物由来の栄養素のみを利用できる。
- 13.19 生産器具、施設などの清掃・付着生物は物理的な方法で除去すること。  
必要に応じて、養殖場から離れた水域に戻すこと。
- 13.20 器具や施設の清掃は、物理的な方法で行うこと。  
十分に清掃出来ない場合は、別表Iの薬剤が使用できる。
- 13.21 養殖水域に比例した持続可能な採取・生産計画を毎年作成し、栄養素の周辺への放出など、環境への負荷をモニタリングすること。
- 13.22 陸上有機水産物養殖システムにおいては、養殖場から排出される水が流入する水よりも高い栄養価を含んではならない。
- 13.23 収穫のいかなる期間においても、禁止物質（食品添加物を含む）が使用されている物質の投入は行わないこと。
- 13.24 汚染の可能性については、収穫から加工までの全期間にわたって管理を行い、汚染の防止あるいは汚染を最小限にとどめる努力をすること。

#### 別表I

次の有効成分を含む製品は、養殖動物がいない装置や施設の洗浄と消毒でのみ使用できる。

項目	内 容
消石灰	水質の改善および施設の消毒のために使用する場合に限ること。
次亜塩素酸ナトリウム	水質の改善および施設・器具の消毒のために使用する場合に限ること。
次亜塩素酸カルシウム	水質の改善および施設・器具の消毒のために使用する場合に限ること。
中性洗剤	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
オゾン	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
水酸化カルシウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
酸化カルシウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム および水酸化カリウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
アルコール	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
ツバキ科植物の実	エビ生産専用の天然椿の種で作ったティーシードケーキ。

次亜塩素酸水（塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る。）	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限ること。
-----------------------------------------	----------------------------

別表2 病害虫の防除に使用する薬剤

項目	内 容
ドロマイト	pH 調整のためであること。（エビの養殖に限る）
炭酸カルシウム	pH 調整のために使用する場合に限る。
塩化ナトリウム	
ポビドンヨード	水産用医薬品であること。

別表3 調整に使用する資材

項目	基準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ペントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
L-酒石酸	
L-酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調整用等資材	
酵素	
植物油脂	
樹脂成分の調整品	
樹脂成分の調整品	
オゾン	二枚貝類の洗浄用に使用する場合に限ること。
その他の調整用等資材	水産物の選別、採取、輸送、取扱および練製、切断、粉碎、内臓処理、血抜き、冷凍などの一次加工などの工程に必要不可欠であって、天然物質または天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。

制定日	令和2年10月26日
改定日	令和6年5月15日

## 第2章 規格認証基準文書

### I 規格文書について

当該規格文書は、有機食品を製造する組織が、製品、プロセス、システム、従業員などの規格要求事項を満たすために構築・運営・改善する目的で使用する。

また、組織のシステムを認証機関が評価するために使用する。

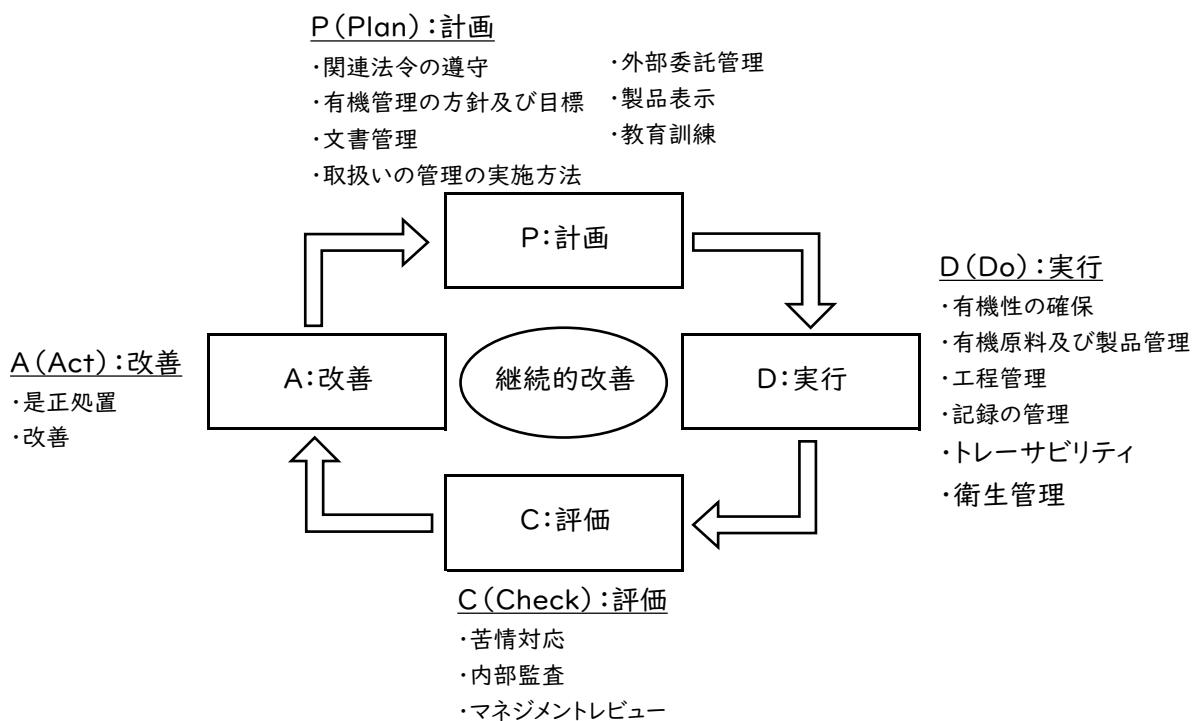
#### I.1 適用範囲

- ・ 有機養蜂及び産物加工における養蜂及び産物加工の管理方法について規定する。
- ・ 有機水産養殖及び加工における養殖及び加工の管理方法について規定する。

#### I.2 本規格文書の構造

本規格文書は、有機性の確保（JAS）、一般衛生管理（PP）の2つの要素で構成される。

本規格文書は、次図に示すプロセスアプローチ「PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル」のコンセプトを採用している。



## 2 管理要求事項

### 2.1 P:計画

- ・ 関連法令の遵守

事業活動に適用される法令を把握し、遵守する仕組みを構築しなければならない。

- ・ 文書管理

文書は、必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態でなければならない。

- ・ 生産行程の管理の実施方法

規格要求事項に関する経験・能力を有する者を生産行程管理担当者として、1人以上置かなければならぬ。生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、担当者の中から1人、生産行程管理責任者として選任しなければならない。

- ・ 外部委託管理

生産行程業務において外注管理を行う場合、生産行程管理責任者に、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案および推進を行わせること。

- ・ 製品適合表示

適合マークの使用は、附属書B「適合の表示に関する事項」に従い運用しなければならない。食品表示については取扱う物資の法令が示す表示基準に従うこと。

- ・ 従業員に対する管理及び教育訓練

組織はシステム運用を通じて規格への適合を確実なものにするために、規格要求事項の理解及び一般衛生管理などの教育訓練を実施しなければならない。

## 2.2 D:実行

- ・ 有機性の確保

化学物質やその他の食品の混入による汚染の防止を行うこと。

- ・ 有機原料及び製品管理

有機原料及び有機製品は、化学物質や非有機の物資とのコンタミなどにより汚染されないように管理しなければならない。その他、製品規格に法令で定められた、あるいは業界または自社基準のある物資はその基準を遵守しなければならない。

- ・ 記録管理

生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類は、出荷後、少なくとも1年間又は賞味期限の期間保存すること。

- ・ トレーサビリティ

製品の流通経路が原料の受入れ、生産、最終消費の段階まで追跡が可能でなければならない。

- ・ 衛生管理

HACCP(7原則+2手順+一般衛生管理)で管理することを推奨する。

## 2.3 C:評価

- ・ 苦情対応

苦情を分析し、有機性を齎かず影響を評価し、必要に応じて是正措置を実施する。

- ・ 内部監査

法令や規格の要求事項が適切に守られているか、業務がルールに従って実行されたかを判断するための証拠書類やデータを収集して、監査の対象となる項目の有効性を合理的に検証しなければならない。

- ・ マネジメントレビュー

法令や規格の要求事項が適切に守られているか、業務がルールに従って実行されたかを判断する経営者（経営層）による見直し。マネジメントシステムの運用状況が、組織の方針に沿っているか、目標達成状況はどうか、ということを経営者自ら確認しなければならない。

## 2.4 A:改善

- ・ 是正処置

不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置を講じなければならない。

- ・ 改善

有機製品・サービス・仕事などの質の水準をさらに望ましい状態にするために継続的改善に取り組まなければならない。

## 附属書A 用語の定義

文書	情報およびそれを保持する媒体
記録	実施した活動の証拠文書
有機原材料	有機認証を受けた原料又は規格で認めた原料
有機製品	有機規格の要求事項に従い加工又は製造された製品
不適合	要求事項を満たしていないこと
内部監査	要求事項に則っているかどうかの証拠を収集し、その証拠に基づき監査対象の有効性を合理的に検証する。
マネジメントレビュー	経営者が規格が決められた通りに実施されていることを確認し、必要に応じて改善の指示を出すこと
是正処置	不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置
改善	製品・サービス・仕事などの質の水準をさらに望ましい状態に向上させるための措置

## 附属書B 適合の表示に関する事項

### 1 適合マークの使用

認証事業者は認証規格の適合マーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。マークの下部に認証機関が発行した登録番号を記載する。

### 2 マーク使用の範囲

定める「ロゴマークデザイン」に従い、認証業者は当該登録規格に関する説明書、宣伝用資料、封筒、名刺などの印刷物、ウェブサイト及び製品等にマークを使用する。

「ロゴマークデザイン」：縦横比、文字サイズ等を以下に定める。



- ・ A: 縦幅とB:横幅の縦横比は1:1とする。
- ・ ロゴマークのB:横幅は最低10mmとする。
- ・ 「Organic」、「認証機関名（又は略称）」、「登録番号」は、ロゴマークとバランスの取れた大きさとする。

### 3 マークの使用者の義務

- 1) 使用者は、関係法規、本規程及び「ロゴマークデザイン」を遵守するとともに、認証の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、マークの信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為を行わない義務を負う。
- 2) 使用者は、第三者がマークの著作権やその他権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに認証機関に通知する義務を負うものとする。
- 3) マークの使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等については対応を認証機関と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）は、使用者が負担する。
- 4) 使用者が、マークの使用に係りて第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、認証機関、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとする。

- 5) 使用者は、認証機関に対し、使用を開始前において、別紙「適合マークの使用デザイン報告書」に基づき、デザインなどの報告を行い、年次審査において、ロゴマークの使用実態を報告するものとする。

#### 4 禁止事項

以下のような使用は禁止する。

- 1) マーク単独での使用
- 2) 本規程及びロゴマークデザインに反する使用
- 3) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用